

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（6月17日改訂）

国及び県の催物（イベント等）の方針を踏まえ、本市主催*のイベント等の開催については、6月19日から7月9日の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

- イベント等の開催については、クラスターが発生するおそれのあるもの（密閉された空間で大声の発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が想定されるイベント等）や「三つの密」のある集まり、リスクアセスメントの対応が整わない全国的かつ大規模なイベント等を除き、
 - ・屋内であれば1,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - ・屋外であれば1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2mを確保する）を目安としつつ、感染防止対策を講じた上で開催する。
- 上記に該当しないもので、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難な場合は、少なくとも下記2の感染防止対策を確実に実施した上で開催する。
- 開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や妊婦など、健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。

2 感染防止対策

- ・入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・イベント等の前後や休憩時間等の交流は極力控える。
- ・「新しい生活様式」の実践例を参考にイベント等の特性に配慮した対策を工夫して行う。
- ・熱中症予防のため、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを活用する。
- ・厚生労働省が開発した新型コロナウイルス接触確認アプリは陽性者と接触した可能性について通知を受けることができ、感染の拡大防止に寄与すること等を参加者に周知する。
- ・食事を提供する場合は、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行するほか、大皿での取り分けの自粛、座席の間隔や配置などに留意した上で行う。

3 市民等からの相談対応

市民等が開催するイベント等は、教育関係、福祉関係、観光関係等多岐の分野にわたると考えられることから、この基本方針に準じた取扱いに関する疑義等の相談については、企画総務局政策企画課で対応する。